

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表

改正案			現行		
<p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) 第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) 第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定			前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略			省略		
第13条	省略		第13条	省略	
	入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	省略		入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	省略
	その児童	省略		その児童等	省略
省略			省略		
2 省略			2 省略		